

2010.9.21

委員 中川芳江

1、 答申書修文関係

(1) 字句修正 (修正目的:表記の正確性を高めること)

(a)4 ページ 下から 14 行目

「総合治水推進計画」⇒「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」

(b)5 ページ 上から 15 行目

明確にしたことも、⇒ 明確にしたことは、

(c)7 ページ 下から 10 行目

掲げたことも大きな ⇒ 掲げたことは大きな

(d) 8 ページ 上から 11 行目

具体的な議論も ⇒ 具体的な確認も

(e)11 ページ 17 行目

「継続検討課題」と題した ⇒ 「付記(検討事項)」と題した

(f) 11 ページ 22 行目

委員会としては ⇒ 委員会の中でも

(2) 意味の確認

(i) 7 ページ 最終行から「浸水被害の拡大・・・マニュアルでもある。」の意味

(3) 内容修正 (「少数意見」の記載について)

○11 ページ 下から 8 行目以降

・・・長らく平行線をたどっていた。委員の間でも「千叡ダム of 治水活用に特段の優先度を与え次の整備計画のために優先検討することを整備計画に記載すべきではない」とする(少数)意見がある一方、今後の計画づくりに備えて、「今次計画に採用に至らなかったことの中で検討に時間のかかるものはきちんと記載し、取り組むべきだ」「河川以外の行政計画では、期間中の検討課題も記載するケースが少なくない」という(多数)意見があり、それぞれの主張が最後まで対立した。

終盤になって県は「資料編への記載案」を提案し、さらに大詰めになってから「本文への記載」を認める提案をおこない、記載の仕方や記載項目・・・

○12 ページ 8~11 行目

こうした記載・・・了承した。⇒ 削除

(4) その他

<13 ページ>例示としての記載としても、特定の固有名詞(「武庫流会」)を挙げることは避けるものだと思います。

「答申書に何を書くべきか」についての議論は、すでに基本方針答申審議時(2007年

10月)にしており、多くの委員のご意見と私の意見の相違が明確であることも既知のことですので、再度、その点についての問題提起と議論は致しません。

上記は、委員長が起草からお取り纏めの労を担って頂いている現在の答申書案を前提としての修文提案です。(ベースは9/19版)

## 2、「総合治水条例」(仮称)について(河川管理者への提案)

- ・策定するからには観念的な理念法に留まらず、実効法として欲しい
- ・武庫川をケーススタディで考え全県のものを抽出するほうが適切
- ・滋賀県と兵庫県の相違：権限が大きく力のある基礎自治体が多数あること
- ・法は体系で理解される。特に行政法ではどこに位置付けるかで政策の意味が異なる。
- ・策定にあたっては、各「有識者」の意見をよく聞いてもらいたい
- ・利害関係者の多い法令は、最終段階で骨抜きになる例が多い。最初の完成度が不十分でも、社会に応じて改定して成長する仕組み(見直し規定)を持つ法令にして欲しい。

個人的には、「流域対策基金」と並んで提言に具体策を含めたかったが検討時間不足で終わった事項です。ぜひ実現してください。

以上